



明海興産が明治海運<9115>株式の変更報告書を提出



明治海運<9115>について、明海興産が10月1日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

提出理由は「共同保有者の商号・住所変更（タクティ株式会社）」によるもの。

報告義務発生日は、2001年11月1日。